

公布された条例のあらまし

○佐賀県新型コロナウイルス感染症対応中小企業金融支援基金条例（条例第1号）

- 1 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により経営に影響を受けた県内の中小企業者に対し金融上の支援を行い、その経営の安定化を図るため、佐賀県新型コロナウイルス感染症対応中小企業金融支援基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定めることとした。（第2条関係）
- 3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入することとした。（第4条関係）
- 4 基金は、1に掲げる目的を達成するために要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。（第6条関係）
- 5 その他所要の事項を定めることとした。
- 6 この条例は、公布の日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失うこととした。

○佐賀県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例（条例第2号）

- 1 令和3年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の開催に際し新型コロナウイルス感染症のまん延が懸念される中で、県内のホストタウン及び事前キャンプ地における大会の選手その他の関係者を受け入れるための対策（以下「新型コロナウイルス感染症対策」という。）に要する経費の財源に充てるため、佐賀県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定めることとした。（第2条関係）
- 3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする事とした。（第4条関係）
- 4 基金は、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。（第6条関係）
- 5 その他所要の事項を定めることとした。
- 6 この条例は、公布の日から施行し、令和4年3月31日限り、その効力を失うこととした。